

## 随意契約理由書

件名	フラワーロード・東遊園地ほか美化業務	
契約の相手方	公益財団法人 神戸いきいき勤労財団	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
随意契約の理由	<p>本業務は、市内で最も人通り・観光客が多く、注目の集まる、フラワーロード歩道及び東遊園地、市役所の庁舎周辺等の清掃、美化であり、密度の濃い作業が求められる。神戸市において、高齢者の雇用拡大が重要な施策のひとつである中で、このような作業は、高齢者の持つ能力を發揮しやすく、高齢者の雇用対策(生きがい)として有効と考えている。</p> <p>(公財)神戸いきいき勤労財団は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターであり、高齢者を雇用するうえでの情報、就業者の各種相談にも対応しており、市の高齢者雇用促進、高齢者の福祉の増進にも寄与している。</p> <p>したがって、本業務に必要な人材を安定的に確保できることから、同財団と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局公園部管理課活用係	(電話番号 078-322-5420 )